秋季全国火災予防運動

総務課　内線234

全国統一防火標語

「消えるまで　ゆっくり火の元にらめっ子」

実施期間

11月9日(月)～11月15日(日)

重点目標

①住宅防火対策

平成20年中の住宅火災による死者数は1，123人で、前年より25人減少しています。しかしながら、このうち65歳以上の高齢者は710人で、前年より26人増加しており、全体の63.2％を占めています。また、死者の発生した経過では約50％が逃げ遅れによるものです。そこで火災を早期に発見し、逃げ遅れ等による死傷者を低減させるためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

②放火火災・連続放火火災予防

全国で「放火」による火災は、10年連続して出火原因の第1位となっています。当消防本部管内においても連続放火火災が今年発生しており、家庭内ではもちろんのこと、町内会及び住民等が連携して、放火されない環境づくりに努めましょう。

③特定防火対象物における防火安全対策

劇場・遊技場・飲食店・物品販売店舗・旅館・ホテル・病院・老人福祉施設及び小規模雑居ビルなどの不特定多数の人や高齢者等が利用する施設では、防火管理体制、避難施設及び消防用設備等の維持管理を徹底し、対象物の防火安全に努めましょう。

④製品火災発生防止の対策

電気用品、燃焼機器、自動車等の火災の発火源となることが多い製品については、適切な使用、維持管理を行い製品火災の未然防止に努めましょう。

老朽化消火器の適切な扱いについて

①消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないか確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは絶対に使用しない。

②不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、専門業者に廃棄処理を依頼すること。（一般の不燃ごみとして出されても、回収業者は回収いたしません。）

※**専門業等の問い合わせについては、最寄りの消防署にお問い合わせください。**

住宅防火　命を守る　7つのポイント

3つの習慣

○寝たばこは、絶対にやめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。

○寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防火品**を使用する。

○火災を小さいうちに消すために**住宅用消火器等**を設置する。

○お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

身に覚えのない商品が手元に

産業課　内線263

送りつけ商法の手口と被害

注文もしていないのに、郵便などで商品を一方的に送りつけ、代金を請求する商法を送りつけ商法（ネガティブ・オプション）といいます。

商品を受け取った以上、代金を支払わなければならないと、勘違いして支払うことを狙ったもので、この場合、契約は成立していないと考えられるため代金を支払う必要はありません。

送りつけられる商品は、雑誌、健康食品やアダルト関連商品など様々です。中には福祉の寄付を装って商品を送りつけ代金を請求する業者もいます。

また、代金引換郵便などで届いた場合は、家族が事情をわからないままに代金を支払い、代金を取り戻すことが困難になるケースもあります。

被害にあわないために

①身に覚えのない商品は、受け取らないようにしましょう。家族あてに届けられたものについ